

令和3年度 市民後見人養成講座
オリエンテーション

成年後見制度の概要と市民後見人の役割

1 判断能力が不十分な人の支援

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人は、預貯金などの財産の管理が難しかったり、福祉のサービスを受けるための契約を結ぶことが難しい場合があります。

また、自分である程度判断できる人でも、支援を受けなければ不利な契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。

認知症、知的障がい、精神障がいなどで支援が必要な人

↓

介護保険や障がい者福祉サービスの利用

↓ しかし

ケアマネジャーやヘルパーは、当然に、本人に代わって本人の通帳からお金を引き出したり、契約をする権限はありません。

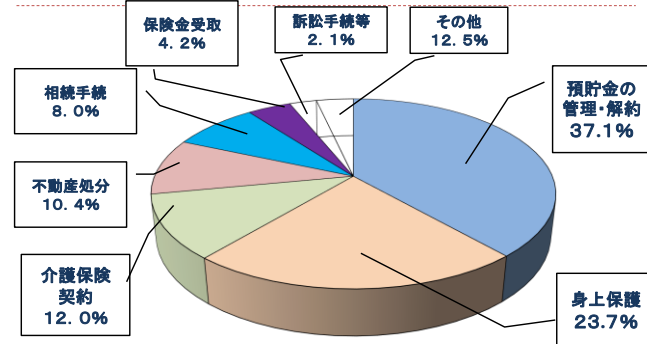
2 成年後見制度とは

精神上の障がいによって判断能力が不十分な方々の権利を護って、安心して生活が送れるようにするために、成年後見人(保佐人、補助人、任意後見人)が、本人の意思を尊重しながら、金銭管理や契約行為を本人に代わって行い、本人を法的に支援する制度です。

3 こんな場合は利用する必要はありませんか？

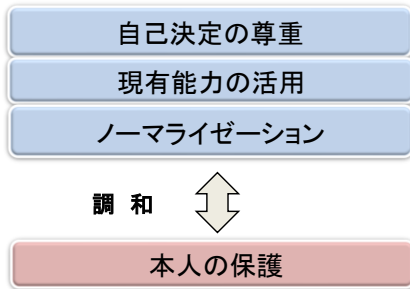
- 1 家族や親族が身近にいるけど？
 家族や親族であっても、法律上当然に本人に代わって契約等を行う権限はありません。
- 2 たくさんの財産はないんだけど？
 本人ができない法律行為や、本人が自分で行うには不安のある法律行為の支援であり、財産の有無とは関係ありません。
- 3 施設に入っているんだけど？
 施設は本人の預貯金を管理することが仕事ではありません。また、施設費用の支払いや、施設サービスがきちんとされているかチェックする必要があります。

4 どのような動機での利用が多いか（申立動機）？

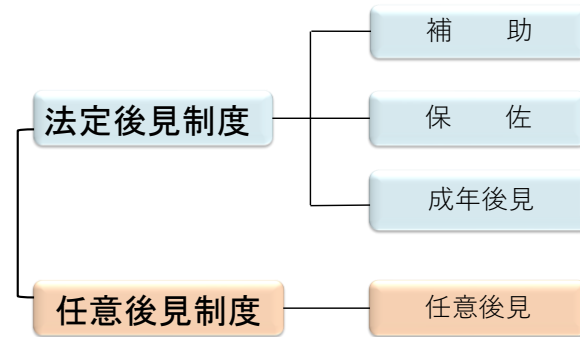


最高裁 成年後見関係事件の概況より [令和2年1月～令和2年12月]

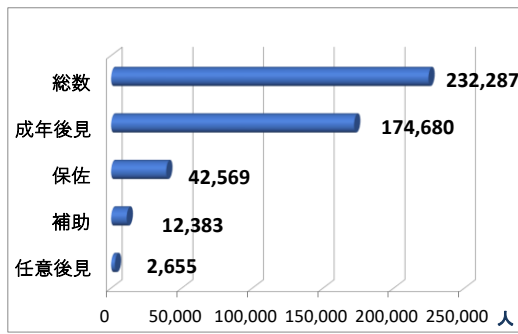
5 どのような理念に基づいた制度ですか？



6 成年後見制度にはどんな種類がありますか？



7 全国でどのくらいの人を利用していますか？



最高裁 成年後見関係事件の概況より[令和2年12月末日時点]

大阪家庭裁判所管内の利用者数等

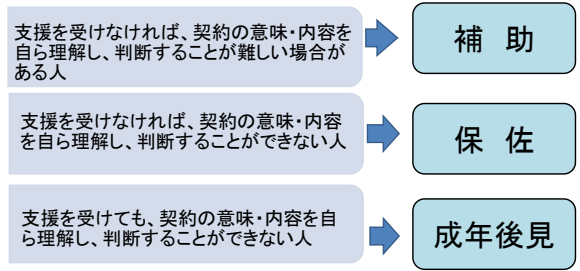
- 成年後見制度の利用者数 18,357人
 (令和2年12月末日時点)

成年後見	13,602人	74.1%
保佐	3,425人	18.7%
補助	1,064人	5.8%
任意後見	266人	1.4%

本日は法定後見制度について
 説明します

1 どのような人が利用できるのですか？

判断能力の低下の程度に応じて三つのタイプがあります。



【注意】 これらはいくまで法律上の分類であり、同じ類型の人であっても個々人の判断能力は異なります。また、成年後見類型の人であっても、身近なことや特定の事項について自己決定できる人は少なくありません。



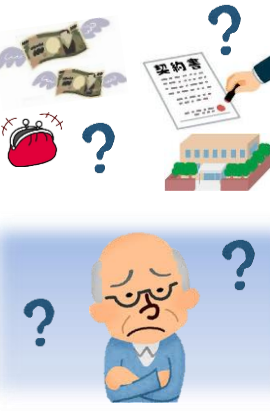
【軽い知的障がいのあるAさん】

日常生活での買い物や預金の引き出し、必要な支払いなど、ほとんどのことはできるが、昨年亡くなった親から相続した定期預金の管理や、貸しガレージの契約手続き、滞納料金の督促などは支援を受けなければ行うことが難しい。



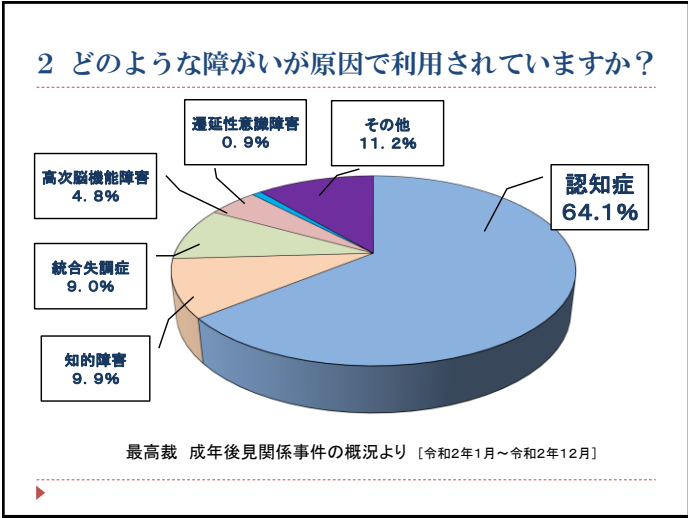
【物忘れが進んできたBさん】

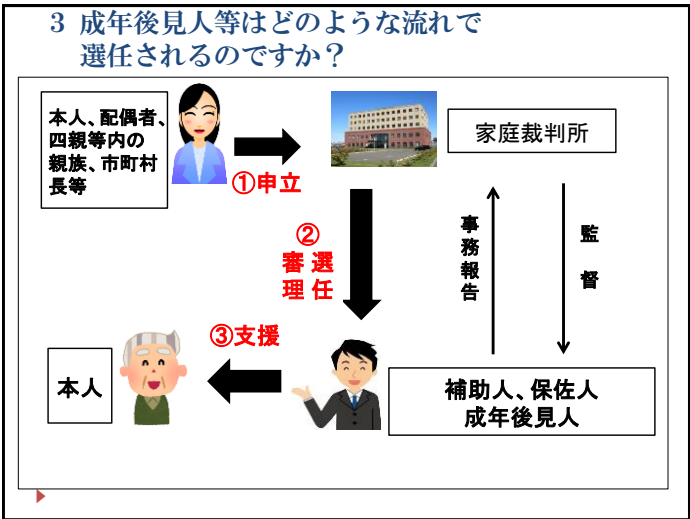
一人暮らしをしているBさん。民生委員が訪問に行くと、高額の水浄水器の請求書やリフォームの契約書がありました。Bさんに聞いても、「よく覚えてない」、「請求されているから支払わなければならない」と言うだけです。どうやら悪質な訪問販売の被害にあっている可能性があり、このままでは財産がなくなってしまうかねません。



【重い認知症があるCさん】

3年前から訪問介護やデイサービスを利用しているが(要介護4)、在宅での生活が厳しくなっている。日常生活に必要なお金を通帳から出金することができず、持っている現金もどこへやったか分からなくなってしまった。また、今後施設へ入所することになっても契約内容を理解することもできず、利用料の支払いも自分ではできない。





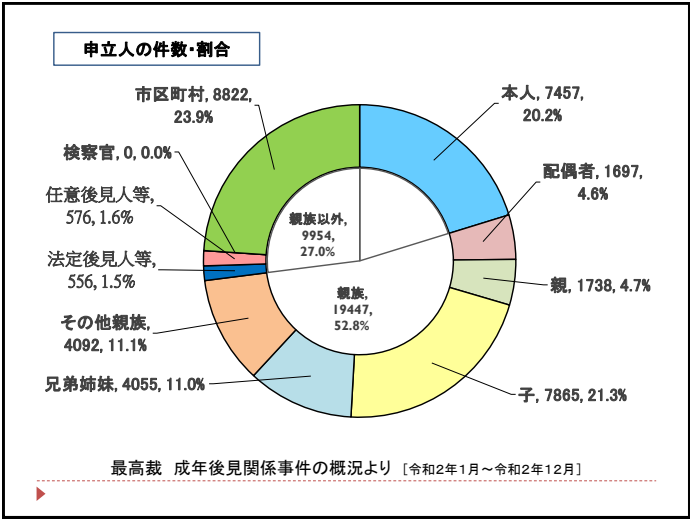
4 申し立てができるのは誰ですか？

- ▶ 本人、配偶者、4親等内親族など
- ▶ 市町村長による申立
 認知症や知的障がい、精神障がいのある人の
 「福祉を図るため特に必要があると認めるとき」

↓

親族がいない(2親等まで調査、申立意向の照会)
 親族がいても協力を得られない

- ・長年交流がない、関わりたくない
- ・虐待を受けている など



5 成年後見人等はどうなようにして選ばれるのですか？

家庭裁判所が適任者を選任します。

成年後見人を選任するには、成年被後見人の心身の状態並びに生活及び財産の状況、成年後見人となる者の職業及び経歴並びに成年被後見人との利害関係の有無(成年後見人となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と成年被後見人との利害関係の有無)、成年被後見人の意見その他一切の事情を考慮しなければならない。

複数後見(複数の後見人が選任される場合もあります)

事案に応じて(専門性が必要な場合等)は複数で役割分担(権限分掌)することもあります。

(例)弁護士が財産管理 + 親族が身上保護

6 成年後見人等は何ができますか？

①成年後見人等の権限

- 代理権 - 本人に代わって契約等をする
- 同意権 - 本人がする契約等を事前にチェックする
- 取消権 - 本人が行った不利な契約等を無かったことにする

②援助内容

- 財産の管理 - 通帳等を保管し、必要な支払等を行う
- 身上保護 - 介護サービスの利用契約など
- 取消権の行使 - 消費者被害などについて取消し

※介護等の事実行為は後見人等の職務ではありません。
 ※後見人等は本人の医療行為についての同意はできません。

7 成年後見人等は何を義務負っていますか？

▶ 本人の意思尊重、身上配慮の義務

本人の生活や療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たって、本人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければなりません。



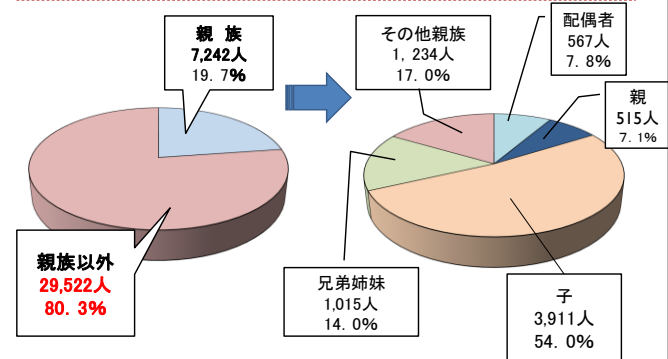
意思決定することが困難な人には、
 意思決定支援が必要

▶ 職務を行うにあたっては、自分のことを行うよりも高い注意義務を負います。

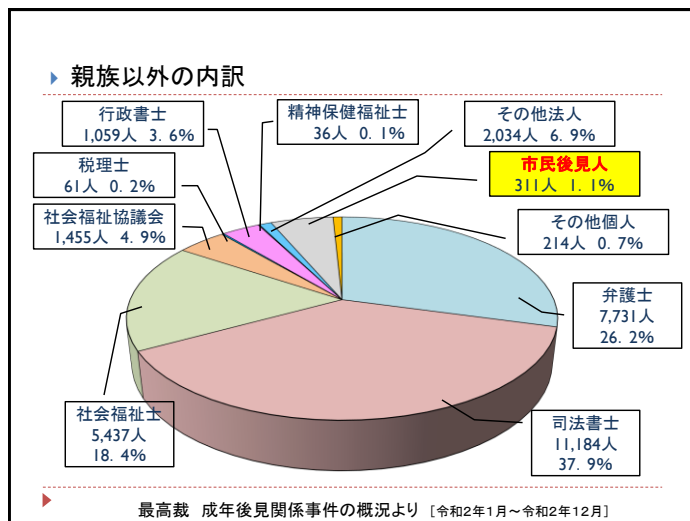
8 成年後見人等は何な立場で活動するのでしょうか？

- ▶ 本人のための活動であり、家族のためではありません。
- ▶ 本人の財産と親族後見人や家族の財産は、明確に区別しなければなりません。
- ▶ 判断能力が低下しても本人が自分らしい生活が送れるように援助します。

9 成年後見人等には誰が選ばれるの？



最高裁 成年後見関係事件の概況より [令和2年1月～令和2年12月]



10 成年後見人等の適性と特性

①全ての後見人に共通の適性

- ・権利擁護の意識
→判断能力が不十分となった本人の権利を護る
- ・他人性の認識
→預かった本人の財産と後見人の財産を混同しない

②担い手ごとの特性

- ・専門職(弁護士、社会福祉士、司法書士)
→ 専門知識と経験を活かせる
(例) 弁護士は法的課題を抱えた人の後見人
- ・法人 → 自然人単独では困難なものにも対応

11 市民後見人ってどんな人？

● 市民後見人とは

社会貢献への意欲が高い**一般市民**の方で、**市町村**が実施する**養成研修を受講し、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた方**の中から、**家庭裁判所により成年後見人等として選任された人**

▶

12 市民後見人はどんな活動をするの？

大阪の市民後見人活動の特性

- **本人と同じ市民感覚・市民目線での活動**
- **きめ細やかな活動(週1回程度訪問して面会)**
→コロナ禍による面会制限での工夫
- **身近な地域における支え合い**

↓

認知症等で本人が自分の意思を表すことが難しかったとしても、市民後見人が本人に寄り添って、様々なアイデアを用いて本人の気持ちや意向を引き出します！

- **無償(報酬を得ない)の地域福祉活動**

▶

1.3 市民後見人はどんな事案を担当するの？

後見人等を必要とする事案の内容は様々
その中で、**市民の特性を生かせる事案**を担っていただく



- ・ 比較的安定した生活を送られている本人で、福祉や医療等の支援者があり、トラブル等がない
- ・ 本人とのコミュニケーションがとれる
- ・ 週1回程度面会に行ける本人との距離関係



活動にあたって分からないことや、本人支援の課題、悩みは、市町村や大阪府社会福祉協議会、専門職団体(大阪弁護士会、大阪社会福祉士会、成年後見リーガルサポート大阪支部)がサポートします！



1.4 成年後見制度の利用例

自宅で独り暮らしをしているAさんの例

- ▶ Aさん 女性 82歳
- ▶ 1年前にアルツハイマー型認知症と診断された。
- ▶ 娘がいるが、遠方の県で暮らしている。
- ▶ 最近、認知症が進んで、ガスを使うのも危うくなってきた。
- ▶ スーパーで買い物をして、お金の計算ができず、いつもレジでお札を出して、小銭がたくさん貯まっている。
- ▶ 通帳をタンスにしまい込んだのを忘れてしまい、銀行の窓口へ行って再発行してもらおうが、また忘れてしまって、そのたびに銀行へ行っている。
- ▶ 定期預金の満期案内の郵便物が届いても内容の理解がむずかしい。

- ▶ 娘は週に1回程度電話をしているが、最近特に会話が成り立たないことが多い。
- ▶ Aさんの様子がおかしいと思った娘が、地域包括支援センターに相談したところ、成年後見制度の利用について説明を受けた。
- ▶ その後、娘は、家庭裁判所にAさんに成年後見人をつけて欲しいという申し立てをした。その際に、娘自身が後見人になることも考えたが、遠方であるため、第三者を後見人を選んでもらうことを希望した。
- ▶ Aさん宅から自転車で15分ほどの所に住んでいるBさんが市民後見人として選任された。

B市民後見人は、

- Aさんが介護保険のサービスを受けることができるように区役所で手続きをし、介護サービス事業者と契約を結び、ヘルパーに家事援助をしてもらうことにした。そのためAさんが火を使うことはなくなり、失火の心配はなくなった。
- Aさんの通帳を管理して、光熱費や介護サービス利用料などの支払をしている。
- 週に一度はAさん宅を訪問し、Aさんの生活状況等を見守っている。
- Aさんが元気な頃によく行っていた温泉旅行を計画し、付添人を手配して、一泊旅行をしてもらった。

ぜひ、市民後見人養成講座を受けて、
市民後見人になって活動して下さい

あなたの支援を待っている
人がいます！

あなただからこそできる
支援があります！

▶